

九都県市同時発表

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、
相模原市

平成31年4月16日
相模原市発表資料

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の実施及び相模原市の取組について

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会が、自転車の安全利用を促進する実効性のある共同の取組として、この度、自転車月間推進協議会が主唱する5月の「自転車月間」期間中、標記のキャンペーンを実施します。

これを受けて、相模原市でも別紙のとおり取組を実施しますのでお知らせします。

1 実施期間

平成31年5月1日（水）～5月31日（金）

2 共通重点項目

「自転車交通ルールの遵守とマナーの向上」

「自転車点検整備の促進」

3 概要

別添のとおり

問い合わせ先
交通・地域安全課
電話 042-769-8229(直通)

「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」について

1 目的

自転車月間推進協議会が主唱して実施される「自転車月間」に合わせ、自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上について、広く市民に普及及び浸透を図る取組を推進することにより、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成31年5月1日（水）から5月31日（金）までの1か月間

3 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

4 共通重点項目

「自転車交通ルールの遵守とマナーの向上」

「自転車点検整備の促進」

5 市等の役割

（1）市

ア 具体的な取組計画を策定し、関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、自転車安全利用を推進する。

イ 関係機関・団体等との連携による交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導活動等の自転車交通安全活動を展開・支援する。

ウ 各種広報媒体による広報やキャンペーン等により、自転車の安全な利用に関する啓発・広報活動を積極的に実施する。

（2）警察

ア 自転車利用者に対する街頭指導活動を積極的に実施し、悪質違反者については積極的な検挙に努める。

イ 各年齢層に応じた参加体験型の交通安全教育を積極的に実施する。

ウ 関係機関・団体等へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域の実態に即した事故防止活動を推進する。

（3）教育関係機関

ア 交通安全教育の推進を図るとともに、特に、自転車の安全な利用に関する指導の充実に努める。

イ 保護者に呼び掛け、家族で自転車の安全な利用について話し合うことを奨励する。

（4）関係機関・団体等

組織の特性に応じた自転車の安全な利用を促進する取組を実施する。

6 本市の自転車マナーアップキャンペーン

(1) 実施内容

ア 市内4警察署管内において、啓発物品を配布し、自転車利用者にルール・マナーの周知・啓発活動を実施する。

イ 各実施場所において、悪質運転者に対しては、指導・取締りを実施する。

(2) 主催

相模原市、相模原市安全・安心まちづくり推進協議会、緑区安全・安心まちづくり推進協議会、中央区安全・安心まちづくり推進協議会、南区安全・安心まちづくり推進協議会、相模原市警察部、相模原警察署、相模原南警察署、相模原北警察署、津久井警察署

(3) 協力

交通安全協会、安全運転管理者会、青少年交通安全連絡協議会、交通安全母の会等

7 期間中の主な事業（上記事業を除く。）

(1) 自転車マナーアップ呼びかけ隊事業(相模原地区交通安全デー)

市内の高等学校等を中心に、生徒等が自ら学校の校門等で自転車マナーアップの呼び掛けを実施する。

(2) 交通安全教室

小学校、中学校、高等学校等において、防犯交通安全指導員による自転車実技等の交通安全教室を開催する。

(3) ホームページ、広報さがみはら（5月1日号）への掲載

市ホームページや広報さがみはら5月1日号にマナーアップの記事を掲載する。

(4) 庁内放送、動画を活用した広報

庁内放送や動画により、市役所来庁者へ自転車マナーアップを呼び掛ける。

(5) 自転車マナーアップポスターの自転車駐車で掲示

市内自転車駐車で掲示し、周知を図る。